

平成27年(ワ)第平成27年(ワ)第570号 マイナンバー離脱等請求事件

原告 坊 真彦 外49名

被告 国

証 拠 説 明 書

(甲22～29号証)

平成30年4月22日

金沢地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩 淵 正 明



外

号証	標目		作成年月日	作成者	立証趣旨
甲23	「国家による個人の把握と行政法理論」 『公法研究』75号, 23~47頁	写	H25.10	中央大学法学部法務研究科教授 藤原静雄	諸外国における番号制度の状況, 特にドイツにおける議論の状況, ドイツの裁判例など。
甲24	「税・社会保障と情報」 『岩波講座 現代法の動態3 社会変化と法』 211~232頁	写	H26.9.26	同上	海外における番号制度の状況など。
甲25	「住基ネット法	写	H21.6.25	兼子 仁	自己情報決定権に関するドイ

	制における人権 憲法問題に関する検討 『自治体の出訴 権と住基ネット —杉並区訴訟を ふまえて—』149 ～192 頁			内野正幸 中島 徹 棟居快行 野村武司 平松 毅 (肩書略)	ツの裁判例とその評価, 日本に おける議論状況など。
甲 26	「西ドイツ連邦 憲法裁判所の国 勢調査判決〔上〕 〔下〕」 『ジュリスト』 817号64~70頁, 818号76~82頁	写	S59.7.1 S59.7.15	鈴木庸夫 藤原静雄 (肩書略)	西ドイツ国勢調査判決の内 容。
甲 27	「„ im Rahmen des Rechtsstaates” — 「法治国家の枠 内において」 —」 『自由と安全— 各国の理論と実 務』227~237頁	写	H21.7.31	慶応義塾大 学法学部・ 大学院法務 研究科教授 小山 剛	西ドイツ国政調査判決の内容 及びその評価。
甲 28	「ドイツ・オン ライン判決」	写	H21.7.31	専修大学名 誉教授 (現	ドイツ・オンライン判決の内 容及びその評価など。

	『自由と安全— 各国の理論と実 務』261~273頁			在) 石村 修	
甲 29	「ドイツ—Nシ ステム判決」 『自由と安全— 各国の理論と実 務』274~287頁	写	H21.7.31	福岡大学法 学部准教授 (現在) 實原隆志	ドイツ N システム判決の内容 をその評価など。

以上